

# 令和7年10月波佐見町農業委員会総会議事録

日 時：令和7年10月24日（金）

午前10時30分

場 所：波佐見町役場

3階「第4会議室」

## 1. 出席委員

1番 小林 孝幸	2番 楠田 孝夫	
4番 田中 孝喜	5番 田島 正孝	6番 増田 京子
7番 高尾 晃		9番 村川 浩記
10番 松下 喜光	11番 山口 泰	13番 西 秀敏
14番 川島 博昭		

## 2. 欠席委員

8番 谷村 英里子

## 3. 事務局

事務局長 朝長 哲也 係長 溝上 優太

## 4. 議事日程

### 第1 会議録署名委員の指名について

10番 松下 喜光 11番 山口 泰

### 第2 提出議案

議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について

「異議なし」により可決承認

議案第30号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について

「異議なし」により許可相当として県知事に進達

議案第31号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

「異議なし」により許可相当として県知事に進達

議案第32号 波佐見町農業振興地域整備計画変更に伴う意見について

「除外することに異議なし」として県知事に進達

議案第33号 農地・非農地の判断について

「非農地に該当するもの」と判断

### 第3 報告事項

報告第5号 農地転用許可除外届（申告書）について

なお、議案内容については、別添提出議案集による。

令和7年10月24日（金） 午前10時30分 開会

- 溝上係長 ただいまから令和7年10月の波佐見町農業委員会定例総会を開会いたします。開会にあたり川島会長からご挨拶をお願いします。
- 川島会長 <会長あいさつ>
- 溝上係長 ありがとうございます。次に先月の総会から現在までの農業委員会の会務について、引き続き川島会長から報告をお願いします。
- 川島会長 <先月の総会から現在までの会務報告>
- 溝上係長 ありがとうございます。それではここからは、議事の進行を会長が行います。
- 川島会長 それでは、議事日程に従って、会議を進めます。  
議事日程第1「会議録署名委員の指名」をいたします。  
本日の会議録署名委員は  
「10番 松下委員」「11番 山口委員」をお願いします。
- 次に、議事日程第2、提出議案の審議に入ります。  
**議案第29号「農地法第3条の規定による許可申請について」の申請番号1番**  
を議題とします。事務局から説明をお願いします。
- 溝上係長 （別紙資料 議案第29号の申請番号1番を朗読し説明する。）  
1番の申請ですが、申請地を借りて耕作している譲受人が経営規模拡大を検討していたところ、譲受人と思惑が一致され、今回、農地法第3条の申請をされています。  
譲受人はこれまでも農作業に従事しており、今後も今までどおり営農活動を継続するとあります。また、草刈等を的確に行い周囲の迷惑にならないようにするとあり、地域生産活動に努めるとあることから、事務局としては特段問題ないかと思えます。  
以上、ご審議方よろしくをお願いします。
- 川島会長 それでは、ここで補足説明を担当委員からお願いしたいと思います。  
宿地区の担当委員である「6番 増田委員」をお願いします。
- 増田委員 はい、6番 増田です。事務局の説明とおりで。ご審議方をお願いします。
- 川島会長 それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

( 意見なし )

川島会長

それではお諮りします。議案第29号「農地法第3条の規定による許可申請について」の申請番号1番は、許可することにご異議ございませんか。

( 「異議なし。」 と呼ぶ者あり )

川島会長

はい、それでは異議なしということで、議案第29号の申請番号1番は、許可することにいたします。

続きまして**議案第29号「農地法第3条の規定による許可申請について」の申請番号2番**を議題とします。事務局から説明をお願いします。

溝上係長

(別紙資料 議案第29号の申請番号2番を朗読し説明する。)

2番の申請ですが、申請地で耕作をしている譲受人が経営規模拡大を検討していたところ、譲渡人と思惑が一致され、今回、農地法第3条の申請をされています。

譲受人はこれまでも農作業に従事しており、今後も今までどおり営農活動を継続するとあります。また、草刈等を適格に行い周囲の迷惑にならないようにするとあり、地域生産活動に努めるとあることから事務局としては、特段問題ないかと思えます。

以上、ご審議方よろしくをお願いします。

川島会長

それでは、ここで補足説明を担当委員からお願いしたいと思います。  
田ノ頭地区の担当委員である「7番 高尾委員」をお願いします。

高尾委員

はい、7番 高尾です。申請人のお父さんが元々アスパラを耕作されていましたが亡くなり、相続された娘さんが耕作を続けるとのことでした。

ご審議方をお願いします。

田島委員

申請人は現在も農業をされているのですか。

溝上係長

申請地の横にあるビニールハウスで現在も耕作されています。

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

( 意見なし )

川島会長

それではお諮りします。議案第29号「農地法第3条の規定による許可申請について」の申請番号2番は、許可することにご異議ございませんか。

( 「異議なし。」 と呼ぶ者あり )

川島会長

はい、それでは異議なしということで、議案第 29 号の申請番号 2 番は、許可することにいたします。

続きまして**議案第 29 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の申請番号 3 番**を議題とします。事務局から説明をお願いします。

溝上係長

(別紙資料 議案第 29 号の申請番号 3 番を朗読し説明する。)

3 番の申請ですが、現在、申請地は譲受人が耕作しており、今後、実状に合わせて管理していくため、農地法第 3 条の申請をされています。

譲受人はこれまでも農作業に従事しており、今後も今までどおり営農活動を継続するとあります。また、草刈等を適格に行い周囲の迷惑にならないようにするとあり、地域生産活動に努めるとあることから事務局としては、特段問題ないかと思えます。

以上、ご審議方よろしく申し上げます。

川島会長

それでは、私の方から補足説明をいたします。

事務局の説明とおりで。ご審議方お願いします。

村川委員

申請番号 3 番と 4 番は関連性がありますので同時に審議する必要があると思えます。

溝上係長

それでは申請番号 3 番と 4 番は一緒に審議する事にします。

(別紙資料 議案第 29 号の申請番号 4 番を朗読し説明する。)

4 番の申請ですが、現在、申請地は譲受人が耕作しており、今後、実状に合わせて管理していくため、農地法第 3 条の申請をされています。

譲受人はこれまでも農作業に従事しており、今後も今までどおり営農活動を継続するとあります。また、草刈等を適格に行い周囲の迷惑にならないようにするとあり、地域生産活動に努めるとあることから事務局としては、特段問題ないかと思えます。

以上、ご審議方よろしく申し上げます。

川島会長

それでは、私の方から補足説明をいたします。

事務局の説明とおりで。ご審議方お願いします。

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

( 意見なし )

川島会長                    それではお諮りします。議案第29号「農地法第3条の規定による許可申請について」の申請番号3番及び4番は、許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者あり）

川島会長                    はい、それでは異議なしということで、議案第29号の申請番号3番及び4番は許可することにいたします。

続きます。議案第30号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

溝上係長                    （別紙資料 議案第30号を朗読し説明する。）

まず、第5条の規定による許可を受けた後、当初計画者自らが許可に係る転用計画を変更する場合、事前に事業計画の変更について県の承認を受ける必要があります。

今回の申請は、ただいま説明した変更理由のとおり、令和7年12月14日まで許可が下りているもので、県営ため池改修工事が令和9年施工となったため、3年間、期間を延長するものです。

次に被害防除計画ですが、盛土を最高3m行い整地をしてから安定勾配で積み上げるため、崩壊等の心配もなく、雨水は自然流下により排水することとなっています。また、幅約8mの緑地、緩衝地を設けるため、周辺の農地に支障を生じさせないことから影響は少ないものと思われま。

以上のことから、事務局としては、期間延長はやむを得ないものと思っております。ご審議方よろしくをお願いします。

川島会長                    それでは、ここで補足説明を担当委員からお願いしたいと思います。  
金屋地区の担当委員である「4番 田中委員」をお願いします。

田中委員                    はい、4番 田中です。事務局の説明とおりで。ご審議方をお願いします。

川島会長                    それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

（意見なし）

川島会長                    それではお諮りします。議案第30号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について」は、許可相当として進達することにご異議ございませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者あり）

川島会長

はい、それでは異議なしということで、議案第30号は、許可相当として進達することにいたします。

続きまして、議案第31号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」の申請番号1番を議題とします。事務局から説明をお願いします。

溝上係長

(別紙資料 議案第31号申請番号1番を朗読し説明する。)

申請地は2筆とも圃場整備等もなく、また、第1種農地及び第3種農地の要件にも該当しないことから、第2種農地と判断され、申請地以外に代替え地がない場合等にかぎり、転用許可が可能となります。

概要ですが、昭和50年頃に譲受人の父親が自宅を建築した際、境界線の誤認により、転用申請をしないまま隣接する畑の一部が進路及び擁壁として整備されており、現在も同目的で使用されています。最近になって越境していることが判明し、譲渡人側の相続及び所有者変更が済んだことから、正式に宅地として転用をしたいとのことで県と協議を行った結果、「簡易手続相当に該当する違反案件」と判断されたので、追認申請をされています。

簡易手続きと判断された理由としては、「簡易手続相当の違反案件の基準」のうち、「非農地化の原因が人為的なものであり、かつ20年以上引き続き非農地である土地」に該当し、申請地の原状回復は困難かつ近隣農地の耕作等への影響はないと県が判断したことによるものです。

次に被害防除計画ですが、現状のまま利用されるので、土砂流出等の被害や日照、通風等の影響はないものと思われます。排水計画ですが、雨水は水路放流により排水されることとなっています。

以上のことから事務局としては、転用はやむを得ないものと判断します。ご審議方よろしくをお願いします。

川島会長

それでは、ここで補足説明を担当委員からお願いしたいと思います。

田ノ頭地区の担当委員である「7番 高尾委員」をお願いします。

高尾委員

はい、7番 高尾です。事務局の説明とおりで。ご審議方をお願いします。

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

( 意見なし )

川島会長

それではお諮りします。議案第31号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」の申請番号1番は、許可相当として進達することにご異議ございませんか。

( 「異議なし。」 と呼ぶ者あり )

川島会長

はい、それでは異議なしということで、議案第31号は許可相当として進達することにいたします。

続きまして、議案第31号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」の申請番号2番を議題とします。事務局から説明をお願いします。

溝上係長

(別紙資料 議案第31号申請番号2番を朗読し説明する。)

申請地は圃場整備等もなく、また、第1種及び第3種農地の要件にも該当しないことから、第2種農地と判断され、申請地以外に代替え地がない場合等にかぎり、転用許可が可能となります。

概要ですが、昭和44年頃に個人住宅を建築した際、転用申請をしないまま個人住宅の一部が申請地に建てられ、現在も同目的で使用されております。

今回、2世帯住宅へのリフォームと併せて駐車場整備を行うことに伴い、敷地内を確認したところ、住宅の一部が申請地に建てられていることが判明し、今後、駐車場として転用をしたいとのことで県と協議を行った結果、「簡易手続相当に該当する違反案件」と判断されたので、追認申請をされています。

簡易手続きと判断された理由としては、「簡易手続相当の違反案件の基準」のうち、「非農地化の原因が人為的なものであり、かつ20年以上引き続き非農地である土地」に該当し、申請地の原状回復は困難かつ近隣農地の耕作等への影響はないと県が判断したことによるものです。

次に被害防除計画ですが、多少の整地を行うものの、ほぼ現状のまま利用されるので、土砂流出等の被害や日照、通風等の影響はないものと思われま

す。また、排水計画ですが、雨水は自然流下により排水されることとなっています。

以上のことから事務局としては、転用はやむを得ないものと判断します。ご審議方よろしくをお願いします。

川島会長

それでは、私の方から補足説明をいたします。

事務局の説明とおおりです。ご審議方をお願いします。

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

( 意見なし )

川島会長

それではお諮りします。議案第31号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」の申請番号2番は、許可相当として進達することにご異議ございませんか。

( 「異議なし。」 と呼ぶ者あり )

川島会長

はい、それでは異議なしということで、議案第31号の申請番号2番は許可相当として進達することにいたします。

続きまして、議案第32号「波佐見農業振興地域整備計画変更に伴う意見について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

溝上係長

(別紙資料 議案第32号について説明する。)

農用地の除外申請については、3か月に1回農林課で受付を行っており、今回は、令和7年10月3日に申請されたものについて、町長から農業委員会に意見を求められたものになります。

農用地除外の理由は、個人住宅を建設するために申請されており、事業計画者は、子どもの成長に伴い現在の住居が手狭となったことや将来的に両親の面倒を見る必要があることなどから、妻の実家に近い土地を検討した結果、最適な土地が申請地以外になかったため、除外の申請をされています。

申請地は、農用地の指定を受けており、波佐見農業振興地域整備計画の変更により農用地から除外をすると、圃場整備等もなく、また、第1種及び第3種農地の要件にも該当しないことから、第2種農地と判断され、申請地以外に代替地がない場合等にかぎり、転用許可が可能となります。

なお、農用地の除外要件は、転用許可が可能なこと、農用地除外しても、土地利用の虫食い状態がないこととされていますので問題ないものと思われま

す。被害防除計画ですが、入口付近の盛土部分を除去し乗入を設ける部分について、0.85mの切土を行い、整地を行う予定です。建物の高さも7.3m程度に加減するため、近隣農地の日照、通風等の被害は生じないと思われま

す。また、雨水排水は水路放流し、汚水や生活雑排水は、合併浄化槽を設置することとなっています。

以上、ご審議方よろしくお願いたします。

川島会長

それでは、私の方から補足説明をいたします。

事務局の説明とおりです。ご審議方お願いします。

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

( 意見なし )

川島会長

それではお諮りします。議案第32号「波佐見農業振興地域整備計画変更に伴う意見について」は「除外することに異議なし」として回答することにご異議ございませんか。

( 「異議なし。」 と呼ぶ者あり )

川島会長

それでは議案第32号については、「除外することに異議なし」として回答することにいたします。

続きまして**議案第33号「農地・非農地の判断について」**を議題とします。事務局から説明をお願いします。

溝上係長

(別紙資料 議案第33号を朗読し説明する。)

非農地であることの基準としては、①土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合、②①以外の場合で、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合、に非農地として判断できることとなっています。

今回の申請地は、土地所有者から非農地判断の依頼があったもので、現地は進入口がない狭小の土地であったため、長年にわたり農地ではなく雑種地となっており、農地改良などをして農地として復元しても、継続して利用することができないと見込まれる土地となっています。

事務局としては、非農地であるという判断については問題ないものと思っております。以上、ご審議方よろしく申し上げます。

川島会長

それでは、ここで補足説明を担当委員からお願いしたいと思います。  
湯無田地区の担当委員である「2番 楠田委員」をお願いします。

楠田委員

はい、2番 楠田です。事務局の説明とおりに復元しても継続はできないと思います。ご審議方をお願いします。

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

( 意見なし )

川島会長

それではお諮りします。議案第33号「農地・非農地の判断について」は、非農地と判断することにご異議ございませんか。

( 「異議なし。」 と呼ぶ者あり )

川島会長

それでは異議なしということで、議案第33号については、非農地として判断することにいたします。

川島会長

続きまして、議事日程第3 報告事項に入ります。**報告第5号「農地転用許可除外届(申告書)について」**、事務局からの説明をお願いします。

溝上係長

(別紙資料 報告第5号を朗読し報告する。)

川島会長

報告事項については、審議をいたしませんので、これで日程第3報告事項を終わります。

以上で本総会に付された案件はすべて終了致しましたので、波佐見町農業委員会10月定例総会を閉会します。

\*終了後、会長の号令により起立、解散のあいさつ。